

## 第4号議案

### 会計規程の一部改正について（案）

渋川学区まちづくり協議会会計規程の一部を次のように改正する。

1. 第5条（帳簿等）に

「①主要簿として予算書および支出予算差引簿を備える。」を「①主要簿として予算書および活動計算書、貸借対照表等を備える。」に改める。

「③会計記録の証拠書類として収入調書、支出調書および前渡金調書、精算調書を作成する。」を「③会計記録の証拠書類として入金伝票、出金伝票および振替伝票の会計伝票を作成する。」に改める。

「④主要簿、補助簿ならびに会計に関する書類の保存期間は、いずれも5年とする。」を「④主要簿、補助簿ならびに会計に関する書類の保存期間は、いずれも10年とする。」に改める。

2. 第7条（収入）に

「協議会の収入は、会費、交付金、補助金、指定管理料およびその他収入を充てる。」を「協議会の収入は、会費、交付金、補助金、指定管理料、雑収入およびその他収入を充てる。」に改める。

「③資金の受入れにあたっては都度収入調書を作成し、受入れの経緯を記録しておかなければならない。」を「③資金の受入れにあたっては都度入金伝票を作成し、受入れの経緯を記録しておかなければならない。」に改める。

3. 第8条（支出）に

「②すべての支払いにあたっては支出調書を作成し、原則として請求書、領収書等関係証憑を添付しなければならない。」を「②すべての支払いにあたっては出金伝票を作成し、原則として請求書、領収書等関係証憑を添付しなければならない。」に改める。

4. 第13条（予算管理）に

「出納責任者は一般会計の予算執行状況を確認するため事業計画予算総括表を作成し、特別会計については当該事業の終了時点または会計年度末の予算総括表を会計責任者に提出する。会計責任者は必要に応じて、または理事会の要請により、予算総括表を理事会に提出し、予算の執行状況を報告しなければならない。」を「出納責任者は一般会計の予算執行状況を確認するため予算実績報告書を作成し、特別会計については当該事業の終了時点または会計年度末の予算実績報告書を会計責任者に提出する。会計責任者は必要に応じて、または理事会の要請により、予算実績報告書を理事会に提出し、予算の執行状況を報告しなければならない。」に改める。

5. 第14条（決算）に

「①出納責任者は会計年度終了後ただちに会計の全記録を集計し、一般会計および特別会計について各々事業計画予算総括表を作成する。」を「①出納責任者は会計年度終了後ただちに会計の全記録を集計し、一般会計および特別会計について各々予算実績報告書を作成する。」に改める。」

「②会計責任者は、上記総括表に基づいた決算報告書案を作成し、監事による会計監査を受けなければならない。」を「②会計責任者は、上記報告書に基づいた決算報告書案を作成し、監事による会計監査を受けなければならない。」に改める。」